

◆ 受講者の住所について ◆

令和3年度から開催する**技能講習**について、受講者の住所確認を徹底するよう行政指導がありました。つきましては、住所確認の方法を下記のとおり変更させていただきますので、宜しくお願いいたします。

※「申込書」の住所⇒「住民票」の住所 をご記入ください。
(WEB申込みの場合も、「住民票」の住所をご入力ください)

【お申込み時（技能講習）】

「本人確認書類」（技能講習の「申込書」に添付する自動車運転免許証の写し等）と「申込書」の住所が違う場合。

⇒ 確認のため **住民票の写し** を添付してください。

＜講習前々日までに運転免許証の住所を変更される場合は、変更後すみやかに**運転免許証の裏書の写し** をご提出いただければ、住民票の写しの提出は不要となります＞

【お申込み後～講習前々日（技能講習）】

受講者の住民票の住所が、「申込書」の住所（WEB申込みの場合は、ご入力いただいた住所）から変わった場合。

⇒ 変更が確認できる書類（**運転免許証の裏書の写し又は住民票の写し**）を、浜松労働基準協会まで、ご提出ください。

【講習当日（技能講習）】

講習当日、受講者ご本人にご記入いただく「**修了証発行台帳**」の住所（住民票の住所）と、「申込書」の（WEB申込みの場合は、ご入力いただいた）住所が違う場合。

⇒ 講習後、変更が確認できる書類（**運転免許証の裏書の写し又は住民票の写し**）を、浜松労働基準協会までご提出いただきます。

※講習当日までに変更が確認できる書類を提出していただいている場合は、講習後の提出は不要です。

* **住民票の写し** は、個人番号が記載されていないものをご提出ください。